

SDGs達成に向けた徳島県内の取り組みと課題

研究員 井上郷平

要 旨

1. エス・ディー・ジーズ S D G s (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連総会で採択されたもので、先進国と発展途上国が共同で取り組むべき国際社会全体の開発目標として、17のゴール(目標)と169のターゲット(目標を具体化したもの)を定めている。
2. 本稿は、SDGsの特徴や、SDGsをめぐる国際社会、国内、そして徳島県内の動きを整理することで、なぜSDGsが注目されているのか、そして私たちの経済活動にどのような影響を及ぼすのかを考察する。
3. SDGsは、「誰一人取り残さない(No One Left Behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を基本理念としている点、企業やNGO、NPOなどの民間セクター、一般市民からの意見を反映させる、ボトムアップの手法により策定された点などが主な特徴である。
4. SDGsが注目されるようになった背景として、①気候変動リスクの上昇と「パリ協定」の採択、②ESG(E: Environment [環境]、S: Social [社会]、G: Governance [企業統治])投資に関する関心の高まり、③TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の設立をきっかけとした、気候関連リスクの財務情報化と、積極的な情報開示による企業の評価向上の動き、④金融機関における融資判断基準の変化(これまで重視されてきた「リスク」や「リターン」に加え、社会への「インパクト」を重視する必要に迫られている)などが挙げられる。
5. 徳島県では、SDGsの目標達成に向け、あらゆるステークホルダーとのパートナーシップの構築や「エシカル消費」の積極的な推進を図っている。また上勝町では、2020年までに焼却・埋め立て処分をなくすことを目標に、ごみの再利用・再資源化を進める「ゼロ・ウェイスト」政策が様々なかたちで実施されており、国内外で注目を集めている。
6. 徳島県内の民間企業、団体により、2019年6月に「とくしま SDGs 未来会議」が設立され、SDGsの認知度向上に向けた活動が行われている。
7. 昨今、海洋プラスチックごみの問題や、中国、東南アジア諸国によるプラスチックごみなどの輸入制限問題など、プラスチックをめぐる問題が深刻化している。我が国でも「3R(Reduce、Reuse、Recycle) + Renewable(持続可能な資源)」の推進やバイオマスプラスチックなどの技術開発、レジ袋の有料化などの取り組みにより、プラスチックごみの減少に貢献しようとしている。
8. 一方で、プラスチックのリサイクルや新技術の開発にも限界があることから、行政や企業などの連携による不法投棄されない仕組みづくりのほか、プラスチックの無駄な利用をなくすなど、私たち一人ひとりの消費、社会生活の見つめ直しが必要となってきた。
9. 世界の水ビジネス市場の規模は人口増加や都市化の進展などにより、今後も拡大することが予想される。一方で、例えば東南アジア諸国への事業展開では、水処理事業に対する意識の低さやメンテナンスなどの技術力の低さなどの課題が出てきており、海外展開の際はそうした課題への対処が必要となる。
10. SDGsの目標達成には、全てのステークホルダーが連携し、同じ方向性で取り組まないと到底できない。私たち一人ひとりがSDGsを「自分事」として認識できるかが重要となる。

はじめに

最近「SDGs」という言葉を、マスメディアなどを通じて目にするようになった。そして今では、国際機関や行政機関だけでなく、多くの上場企業でも注目されるようになり、役職員がSDGsを示すピンバッジをつけている姿を見かけることが多くなった。

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(通称: 2030 アジェンダ)の中で、先進国と発展途上国が共同で取り組むべき国際社会全体の開発目標として、17 のゴール[目標](図表1)と 169 のターゲット(図表2)で構成されており、5 つの特徴を持っている(図表3)。

以上が SDGs の基本的な定義になるが、実際のところこれをきちんと理解している人となると、決して多くはないのが現状ではないだろうか。例えば、株式会社電通が 2019 年 2 月に実施した第 2 回「SDGs に関する生活者調査」では、SDGs の認知度は全体で 16.0%と、第 1 回(2018 年 2 月実施)の 14.8%からわずかに上昇したものの、2 割に満たない結果となっている。

しかし、昨今環境問題や社会問題が深刻化している中で、SDGs は私たちの経済活動に多大な影響を及ぼす可能性があり、今後の動向によっては無知では済まされない事態になることも予想される。

そこで本稿では、徳島県内の民間企業や行政(県)などへのヒアリングを踏まえつつ、SDGs の特徴や、SDGs をめぐる国際社会、国内、そして徳島県内の動きを整理することで、なぜ今 SDGs が注目されているのか、そして私たちの経済活動にどのような影響を及ぼすのかについて考察する。

I. SDGs の特徴と背景

1. SDGs とは

(1) SDGs の主な特徴

SDGs が採択される以前にも同様の国際目標として、2000 年から 2015 年までにおける^{エム・ディー・ジョーズ} M D G s (Millennium Development Goals : ミレニアム開発目標)がある。ここでは MDGs との比較を行いながら、SDGs の特徴を明示していく。

この MDGs との違いについて、もちろん目標の数の違い(MDGs は 8 の目標に対し、SDGs は 17 の目標を設定)などがあるが、大きな違いとしてあるのは、第一にその基本理念である。MDGs は「2015 年までに世界の貧困を半減する」という基本理念が示すとおり、主に発展途上国が抱える課題の解決を目的としたものとなっている。

それに対し、SDGs は「誰一人取り残さない(No One Left Behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を基本理念としており、発展途上国にとどまらず、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的(ユニバーサル)な目標となっている。これは、MDGs からポスト 2015 開発アジェンダへの移行が議論された際に提唱されたものであり、SDGs の中で引き継がれたのである。

第二に、策定過程とそれに関わるステークホルダーである。MDGs は国際機関や先進国、有識者などの一部の限られたメンバーにより、トップダウンで策定されたのに対し、SDGs は上記のようなメンバーにとどまらず、企業や NGO、NPO などの民間セクター、一般市民からも意見を募る機会を設け、そこで出た意見を集約し、反映させる、ボトムアップの手法により策定された。そのため SDGs では、企業などの民間セクターをより意識した内容が盛り込まれている。

第三に、目標設定のアプローチ方法の違いで

図表 1 SDGs が掲げる 17 のゴール（目標）



資料：国際連合広報センター HP

図表 2 SDGs のターゲットの一例

目標 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
- 1.2 2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
- 1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性および女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
- 1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
- 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

資料：国際連合「我々の世界を革新する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（外務省仮訳）

図表 3 「持続可能な開発目標」(SDGs) の 5 つの特徴

普遍性	先進国を含め、 <u>全ての国が行動</u>
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し 「 <u>誰一人取り残さない</u> 」
参画型	<u>全てのステークホルダーが役割を</u>
統合性	社会・経済・環境に <u>統合的に取り組む</u>
透明性	<u>定期的にフォローアップ</u>

資料：外務省「『持続可能な開発目標』(SDGs) について～SDGsを通じて、豊かで活力ある未来を創る～」

ある。MDGsでは、現状から将来の目標を予測、設定する、フォアキャスティング・アプローチを採用した。しかし、MDGs目標達成の検証の際、現実と達成度との間に乖離が生じているという意見が出た。

一方、SDGsでは、世界規模で必要と考えられる目標を設定し、現状との乖離を埋めることで、望ましい将来の姿への到達を目指す、バックキャスティング・アプローチが採用された。設定した目標は、現状のままではとても達成できない高い目標となっている。すなわち、SDGsの17の目標は、環境、人権、平和などあらゆる分野に関わる目標が設定されており、2030年までの達成は並大抵のことではない。

では、なぜこのような壮大な目標を設定したのか。その理由として、この目標を達成しなければ、全ての当事者の持続可能性が保たれないという危機感がある。つまり、LGBTや障がい者などの人権問題、機会・富の不平等の問題、頻発かつ甚大な自然災害、平和を脅かす地域紛争など、現在国際社会が抱える問題をこのまま放置すれば、全ての国、企業、団体などが存続の危機に陥ることが考えられ、この危機を乗り越えるには全ての当事者が現状から変わらなければならないと訴えているのである。

(2) SDGs 実施をめぐる我が国の動き

我が国でも SDGs 達成に向けた動きが本格化している。ここでは国内の動きについて時系列に沿って整理する。

2015 年 9 月の国連総会における SDGs 採択を受けて、2016 年 5 月に内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官および外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を設置し、第 1 回会合が開催された。そして SDGs 推進本部の下に、行政や NGO、NPO、有識者、民間企業など、広範な関係者を集め、意見交換を行う SDGs 推進円卓会議が設置された。

その後、2016 年 12 月の第 2 回会合において「SDGs 実施指針」が策定された。この指針の中で、実施原則として①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任の 5 つを重視したうえで、8 つの優先課題およびその下に位置づけられた施策を実施していくことを明示している(図表 4)。

さらに 2017 年 6 月に、SDGs の達成に向けて、優れた取り組みを行う企業・団体などを表彰する「ジャパン SDGs アワード」を創設した。これまで 2017 年、2018 年と 2 回実施しており、SDGs 推進本部長(内閣総理大臣)表彰として、2017 年は北海道下川町、2018 年は株式会社日本フードエコロジーセンターが受賞するなど、27 の企

図表 4 SDGs 実施指針における、8 つの優先課題と具体的施策の例

1. あらゆる人々の活躍の推進	一億総活躍社会の実現／女性活躍の推進／子供の貧困対策／障がい者の自立と社会参加支援／教育の充実
2. 健康・長寿の達成	薬剤耐性対策／途上国の感染症対策や保険システム強化／公衆衛生危機への対応／アジアの高齢化への対応
3. 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	有望市場の創出／農山漁村の振興／生産性向上／科学技術イノベーション／持続可能な都市
4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備	国土強靱化の推進／防災／水資源開発／水循環の取組／質の高いインフラ投資の推進
5. 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会	省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進／気候変動対策／循環型社会の構築
6. 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	環境汚染への対応／生物多様性の保全／持続可能な森林・海洋・陸上資源
7. 平和と安全・安心社会の実現	組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進／平和構築・復興支援／法の支配の推進
8. SDGs 実施推進の体制と手段	マルチステークホルダーパートナーシップ／国際協力における SDGs の主流化／途上国の SDGs 実施体制支援

資料：外務省「日本 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」

業・団体が各賞を受賞している。

こうした中、「SDGs 実施指針」で示された 8 つの優先分野に取り組むため、より具体化・拡大された政府の取り組みをまとめた「SDGs アクションプラン」が、これまで 4 度策定された。最新の「拡大版 SDGs アクションプラン 2019」(2019 年 6 月策定)では、① SDGs と連動する「Society 5.0」^{※1}の推進、② SDGs を原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、③ SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメントの 3 本柱を中核とする「日本の SDGs モデル」を国際社会に共有・展開させ、2019 年 6 月に大阪で開催された G20 サミットで示された、「質の高いインフラ」、「防災」、「海洋プラスチックごみ」などの 7 分野における合意の内容や、8 月に横浜で開催された TICAD7 (Tokyo International Conference on African Development 7: 第 7 回アフリカ開発会議)、9 月に国連で開催された「SDG サミット 2019」の内容を踏まえたうえで、2019 年中に「SDGs 実施方針」を改訂することを目指している。

我が国の代表的な企業で構成される一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)でも、2017 年 11 月に企業行動憲章を改定し、「Society 5.0 の実現を通じた SDGs の達成」を憲章の柱に据え、経団連として SDGs に積極的に取り組む姿勢を明確化した。このことはその後の民間企業の取り組みに大きな影響を及ぼすこととなった。

※1 内閣府では、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」と定義づけている。

2. なぜ今 SDGs が注目されているのか

このような特徴を持つ SDGs であるが、なぜ今大きな注目を集めるようになったのか。SDGs

の 17 の目標の中でも注目され、また早急な対応が求められている環境分野を中心に、国内外の動きを整理しつつ、その要因について明らかにしていきたい。

(1) 気候変動リスクの上昇と「パリ協定」の締結

SDGs への注目度が高まっている背景には、まず気候変動リスクの上昇が挙げられる。

例えば、IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change: 国連気候変動に関する政府間パネル)で 2013 年にまとめられた第 5 次評価報告書によると、地球温暖化について、「人間活動が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の要因である可能性が極めて高い(可能性 95%)」と評価しているほか、具体的な数値として、今世紀末までの世界平均地上気温は 0.3 ~ 4.8℃、世界平均海面水位は 0.26 ~ 0.82m 上昇すると予測している。

また、昨年西日本から東海地方にかけて甚大な被害をもたらした「平成 30 年 7 月豪雨」について、気象庁はその背景要因の一つとして、「地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向とともに、大気中の水蒸気量も長期的に増加傾向にある」ことを挙げており、地球温暖化の進行により、気候変動リスクは年々大きくなっていると言わざるを得ない。

こうした中、国際社会は気候変動リスクへの対応のため、UNFCCC (United Nations Framework Convention on Climate Change: 国連気候変動枠組条約)第 21 回締約国会議および京都議定書第 11 回締約国会合(COP21 / CMP11、2015 年 11 ~ 12 月開催)にて「パリ協定」を採択した。「パリ協定」では、世界共通の長期削減目標として、i)産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及、ii)主要排出国・途上国(米国^{※2}、中国、インドなど)を含む全ての国が①削減目標を策定し国内措置を遂行、5 年ごとに同目標を提出し、②自国の取組状況を定期的に報告、レビューを受け、③世界

全体としての実施状況の検討を5年ごとに行うことを主な内容としている。この「パリ協定」は、初めて全ての国に気候変動対策の行動をとることを義務付けた画期的な合意として、あらゆるセクターに大きなインパクトを与えた。

また IPCC は、2018 年 10 月の第 48 回総会で「1.5℃ 特別報告書」を公表した。「1.5℃ 特別報告書」とは、2015 年に開催された COP21 の中で、UNFCCC が IPCC に対し、工業化以前の水準から 1.5℃ の気温上昇にかかる影響や関連する地球全体での温室効果ガス排出経路に関する特別報告書を 2018 年に提供することを要請、それを受け、IPCC が作成したものである。この報告書により、国際社会がパリ協定の目標である「2℃」ではなく、努力目標である「1.5℃」を前提として議論を進めようとしていること、そしてそれにより全ての当事者が、昨今の自然災害の甚大化を含め、これまでの考え方を一度リセットする必要に迫られているということが明確となった。

※ 2 ただし、米国は 2017 年 6 月にパリ協定からの離脱を宣言した。

(2) ESG 投資への関心の高まり

こうした国際社会の動きとともに、SDGs をめぐる動きに大きな影響を与えているのが「ESG 投資」である。ESG 投資とは、「E」(Environment: 環境)、「S」(Social: 社会)、「G」(Governance: 企業統治)といった、従来非財務情報とされてきた 3 要素を考慮した投資のことをいう。

この「ESG」という言葉は、2006 年に当時のアナン国連事務総長が機関投資家に対し、「ESG」要素を投資プロセスの中に組み込む PRI (Principles for Responsible Investment: 責任投資原則)を提唱して以降、世界中に広まった。この PRI により、環境と社会の是正を行うには経済の力が必要という認識が強まった。そして、

環境と社会に加え、「企業統治」の概念を入れたことが、投資家の関心を高め、積極的な協力を得られたことにつながった。

また、投資家が「ESG」への関心を高めた要因としても一つ、2008 年 9 月に発生した金融危機への反省、つまり短期的な利益への期待に基づいた投資行動が金融危機を招いたという反省がある。そうした反省から、2010 年のイギリスを皮切りに、機関投資家の行動規範として長期的な価値創造を求める、スチュワードシップ・コードが各国で制定されるに至ったのである。

我が国でも 2014 年 2 月に、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」により策定された。スチュワードシップ・コードで機関投資家は、投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことで、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任(スチュワードシップ責任)を果たすことが求められている。同時に機関投資家がスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することも求められているが、その内容の一つとして、「ESG」要素が 2017 年 5 月の改訂で追加された。これは「ESG」が社会の中で重要性を増していることの一つの表れと言える。

図表 5.6 を見ると、各国で ESG 投資を含むサステナブル投資資産額が増えているほか、運用資産に占める割合もおおむね上昇しており、投資家の間で関心が高まっていることが分かる。特に、日本は各国に比べ規模は小さいものの、2014 年から 2018 年までの年平均増減率は 4 倍を超えており、急速な伸びをみせている。また、年間の運用資産全体に占めるサステナブル投資の割合についても、2018 年には 18.3% となっており、年々その存在感は増している。

こうした盛り上がりの大きな要因として、前述の日本版スチュワードシップ・コードの策定と、もう一つ、年金積立金の管理・運用を担う GPIF (Government Pension Investment Fund:

年金積立金運用独立行政法人)が、2015年にPRIに署名したことが考えられる。国内外の約5,000銘柄の株式を保有し、運用資産額が約160兆円と、世界最大規模の機関投資家であるGPIFがESG投資に舵を切ったことは、投資家たちに大きな影響を及ぼしたと言えよう。

(3) 企業にとってのSDGs

2015年9月の国連総会でSDGsを含む2030アジェンダが採択されたものの、企業の関心は決して高いとは言えない状況がしばらく続いた。その要因として、企業にとって環境や社会への貢献はすでにCSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)の観点から行っており、SDGsもその類のものだという認識が強かったことなどがあった。

しかし、2017年1月に開催された世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)で発表された「ビジネス&持続可能な開発委員会報告書」で、SDGsなどの国際目標を達成することで、12兆ドルの市場機会が生み出されるとともに、2030年までに創出される雇用の規模が3億8千万人との推計が出されてから、企業のSDGsに対する意識に変化が生じ始めた。つまりSDGsが従来のCSRではなく、ビジネスとしても有効なものであるということが認識されるようになったのである。

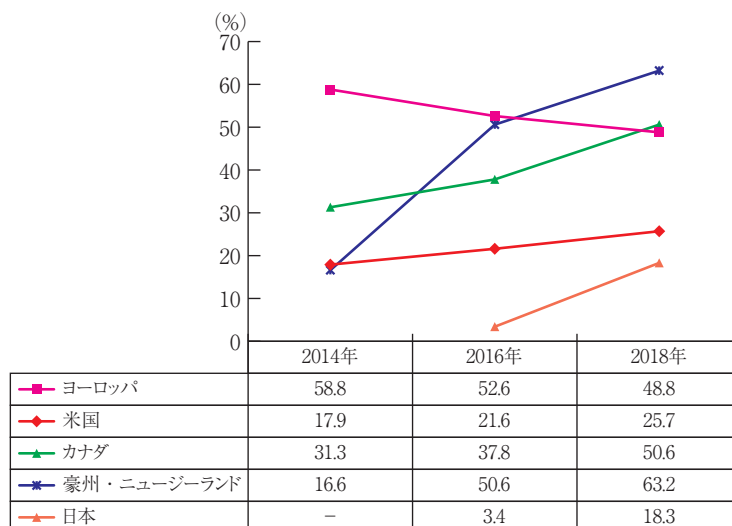
さらに企業がSDGsについて考えるきっかけとなったのが、TCFD (Task Force for Climate-related Financial Disclosures: 気候関連財務情報開示タスクフォース)である。これは、投資家・金融セクターからの、企業の気候関連のリスク・機会を適切に評価できるような、企業の任意情報開示フレームワークの必要性を訴える

図表5 通貨圏別のサステナブル投資資産額の増減率

	2014年	2016年	2018年	2014年→2016年 増減率(%)	2016年→2018年 増減率(%)	2014年から2018年までの 年平均増減率(%)
ヨーロッパ(億ユーロ)	€ 9,885	€ 11,045	€ 12,306	11.7	11.4	5.6
米国(億ドル)	\$6,572	\$8,723	\$11,995	32.7	37.5	16.2
カナダ(億カナダドル)	\$1,011	\$1,505	\$2,132	48.9	41.7	20.5
豪州・ニュージーランド(億豪ドル)	\$203	\$707	\$1,033	約3.5倍	46.1	50.2
日本(億円)	¥840	¥57,056	¥231,952	約68倍	約4.1倍	約4.1倍

注：2018年の資産額は日本を除いて2017年12月31日現在のもの(日本は2018年3月31日現在)
資料：GSIA「The Global Sustainable Investment Review 2018」より筆者作成

図表6 年間の運用資産全体に占めるサステナブル投資の割合の推移



注：2014年の日本のデータは、アジア諸国のデータに組み込まれているため、正確なデータが存在しない
資料：GSIA「The Global Sustainable Investment Review 2018」より筆者作成

声が年々強まってきたことを受け、2015年12月、FSB (Financial Stability Board: 金融安定理事会)^{*3}が設立したものであり、2017年6月に提言をまとめた最終報告書を公表した。このTCFDの賛同企業は年々増加しており、2019年9月末現在で、世界で855機関、我が国では194機関が賛同している。特に製造業などの非金融セクターの賛同企業が多く、全体の6割以上を占めていることが大きな特徴である。

TCFDでは、シナリオ分析による情報開示、すなわち「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4要素の情報開示を求めている。具体的には、

- ・「ガバナンス」…気候関連リスクや機会に関する組織のガバナンスの情報
- ・「戦略」…組織のビジネスや戦略、財務計画に対する、気候関連リスクと機会が与える実際の影響および潜在的影響の情報
- ・「リスク管理」…気候関連リスクを確認、評価、

管理するために組織が使うプロセスの情報
・「指標と目標」…当該気候関連リスクや機会を
評価、管理するために使用する指標や目標の情報
を開示するよう求めている。

我が国では、こうした情報発信力が弱いという課題が指摘されている。そのため、2018年8月から経済産業省が中心となり、「グリーンファイナンスと企業の情報開示の在り方に関する『TCFD 研究会』」を3度開催し、同年12月には「TCFD ガイダンス」を公表することで、企業の積極的な情報発信を促した。さらにTCFDに基づき、企業の効果的な情報開示や、開示された情報を金融機関などの適切な投資判断に繋げるための取り組みを議論する場として、民間セクターを中心に「TCFD コンソーシアム」が設立され、2019年5月に設立総会が開催された。このTCFD コンソーシアムへの企業の関心は高く、2019年9月末現在で191の団体が加盟している。

このように、企業にとってSDGsに取り組むことは、従来のCSRの枠にとどまらず、ビジネスのチャンスになり得る。一方で、SDGsの目標達成に事業として取り組み、その事業について積極的に情報開示をしない企業は市場から評価されず、自社のビジネス戦略にも大きな影響を及ぼしかねない。そういう意味でSDGsは、企業そのもののあり方を考える試金石となっているのである。

※3 FSB（金融安定理事会）は、金融システムの脆弱性への対応や金融システムの安定を担う金融当局間の協調の促進を目的に、2009年4月に設立された。2019年9月末現在、主要25か国・地域の中央銀行、金融監督当局、財務省、主要な基準策定主体、IMF（国際通貨基金）、世界銀行、OECD（経済協力開発機構）などの代表者が参加。

（4）金融機関にとってのSDGs

このように投資家や企業など様々なセクター

でSDGsが重視されている中で、金融機関も当然ながら例外ではない。

TCFDは、金融機関に対しても大きなインパクトを与える。つまり、TCFDによって「気候変動リスク＝企業リスク」という認識への変更が求められるとともに、気候関連情報が財務情報として評価されるようになる。そうすると、金融機関にとっては現在貸付ができる取引先が明日貸付できなくなるリスクに見舞われる可能性が出てくる。このような極端な事態になることはそう多くないと考えられるが、それでも今後、融資判断の際にバランスシートを偏重するのではなく、どういうバックグラウンドで生じた収益なのか、またその収益が環境、社会にどのようなインパクトを与えたのか（サステナブル・ポートフォリオ）を評価する時代に来ているのは、これまでの国際社会の動きを見れば明確である。

また、2019年9月に国連総会で新たに採択されたPRB（Principles for Responsible Banking：責任銀行原則）が、こうした動きをさらに加速させることが予想される。PRBは、UNEP FI（United Nations Environment Programme Finance Initiative：国連環境計画金融イニシアチブ）に参加している130の銀行により発足したものであり、図表7の6つの原則で構成されている。これにより、その企業が環境に与えるポジティブなインパクトを増進させ、ネガティブなインパクトを抑える投融資が、今後金融機関に求められるようになる。すなわち、これまで重視されてきた「リスク」や「リターン」の視点だけでなく、社会への「インパクト」の視点も重視する必要にますます迫られるのである。

我が国でも、SDGsをめぐる金融機関を取り巻く環境はめまぐるしく変化している。例えばSDGsやESG投資を地方創生に活かそうと、内閣府では「地方創生SDGs金融」、環境省では「ESG地域金融」が提言された。

内閣府の「地方創生SDGs金融」では、SDGsが企業をその達成に向けた主要な実施主体として

図表 7 責任銀行原則 (PRB) における、6 つの原則

原 則	内 容
1. Alignment (整合性)	自身のビジネス戦略を個人のニーズや、SDGs、パリ協定などといった社会的目標と両立できるように整合性をとり、これらの実現に貢献する。
2. Impact & Target Setting (インパクトと目標設定)	自身の活動や製品、サービスが人や環境に与えるネガティブなインパクトを軽減し、リスクを管理することで、継続してポジティブなインパクトを増大させるようにする。最終的には、最も重要なインパクトを与える目標を設定し、公表する。
3. Clients & Customers (顧客)	現役世代にとどまらず、将来世代にわたって共有できる繁栄を創り出す、持続可能な取り組みや実現可能な経済活動を促進させるべく、顧客とともに責任を果たす。
4. Stakeholders (ステークホルダー)	社会的目標を達成すべく、積極的かつ責任をもって、関連するステークホルダーの意見を聞き、意見を戦わせ、そしてパートナーとなる。
5. Governance & Culture (ガバナンスと文化)	効果的なガバナンスや責任銀行が持つ文化を通じて、PRBにおける責任を果たす。
6. Transparency & Accountability (透明性と説明責任)	PRBにおける個人レベル、もしくは組織レベルの実践について定期的に批評するとともに、社会的目標に与えるポジティブ、ネガティブ両面のインパクトや目標への貢献について、透明性のある説明を行う責任がある。

資料：UNEP FINANCE INITIATIVE HP「PRINCIPLES FOR RESPONSIBLE BANKING」より筆者作成

位置付けていることや、SDGs アクションプラン(前述)で、「SDGs を原動力とした地方創生」を一つの柱に据え、SDGs の達成に向けた取り組みが、各地域の抱える様々な課題の解決に貢献し、地方創生を推進するとしていることに触れ、地方創生における SDGs の重要性を強調している。

そのうえで、我が国の企業の約 99% を占める中小企業には、地域課題の解決を図りながら既存事業の維持・拡大や新規事業の創出を実現させ、それにより得られた収益を地域に再投資す

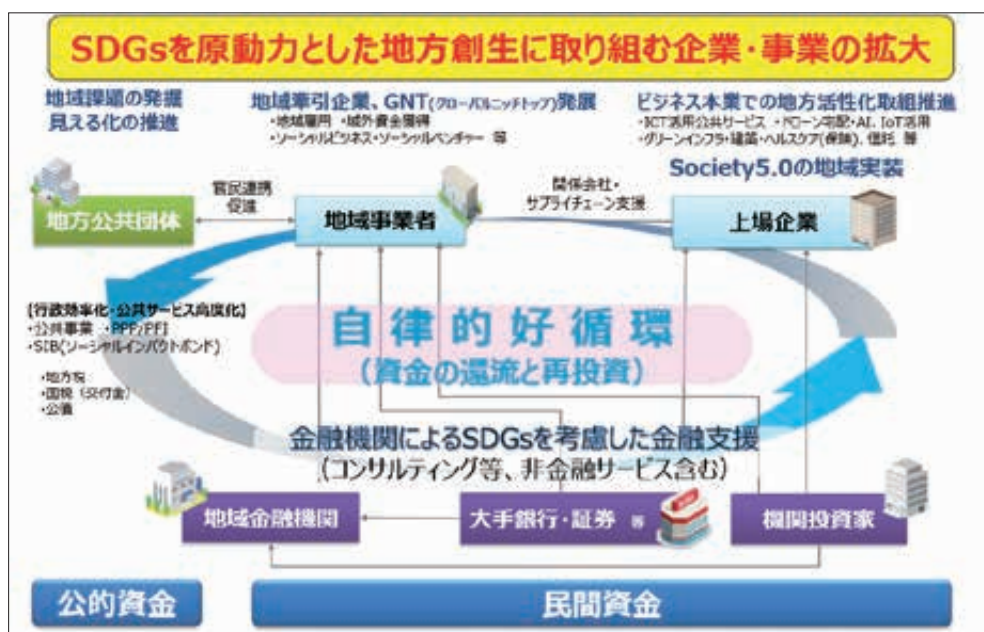
ることにより、企業・事業の成長と地域課題解決を同時に推進する、「自律的好循環」を生み出す役割が期待されている。

さらに、こうした中小企業を含めた、地域の全ての産業セクターと横断的に関わることで、金融機関の役割が重要であるとしている。具体的には、地域における SDGs 達成に取り組む企業へのアドバイスやファイナンスを通じて、「自律的好循環」を支える役割が期待されて

いる(図表 8)。

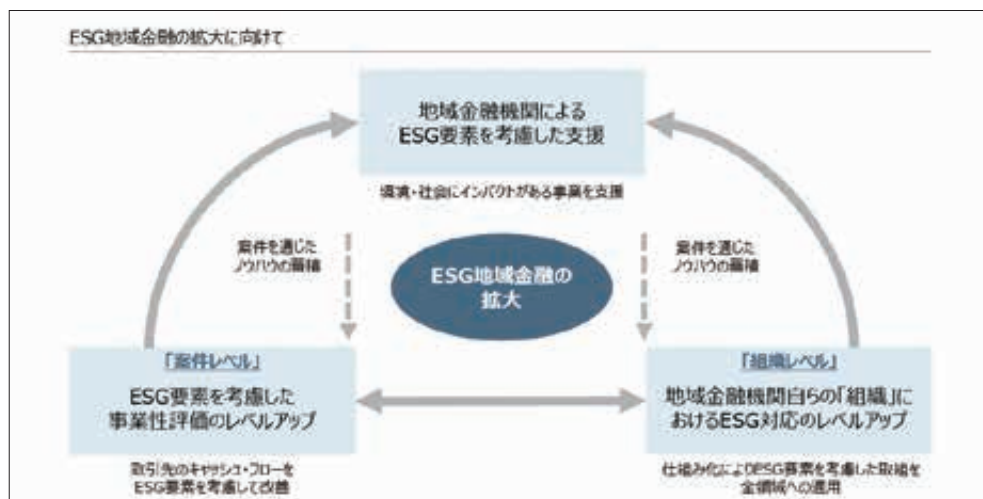
SDGs 達成に向け、民間セクターによる環境問題や経済・社会問題への貢献が必要であることや、世界規模で「ESG 投資」というかたちで直接金融による推進が図られていることは前述の通りである。しかし、我が国では ESG 投資が増加しているとはいえ、間接金融による資金調達依然在として多いことから、環境省は各地域の経済を支える地域金融機関に対し、ESG 要素を考慮した間接金融による取引先への支援が、今後の SDGs の目標達成のために必要であると言

図表 8 地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環形成



資料：内閣府地方創生推進局「地方創生に向けた SDGs 金融の推進のための基本的な考え方」

図表 9 ESG 地域金融のあり方



資料：環境省「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方ー ESG 地域金融の普及に向けてー」

及している。そして、こうした金融のあり方を「ESG 地域金融」と称し、地域金融機関が、ESG 要素を考慮した事業性評価のレベルアップ、地域金融機関自らの「組織」における ESG 対応のレベルアップを行うことで、ESG 地域金融の拡大を目指すとしている（図表 9）。

いずれの施策にしても、昨今の地域経済の縮小に伴い取引先からの資金需要が低下している中で、地域金融機関が金融を通じて SDGs の目標達成に積極的に取り組むことで、地域における持続可能性のあるビジネスを展開できるとともに、その地域の持続可能性、ひいては地方創生にもつながるという意識をもって行動できるかが重要とされており、各地域金融機関の姿勢が問われている。

II. SDGs をめぐる徳島県内の動きと取り組み事例

1. 徳島県内の主な動き

(1) 徳島県の姿勢

徳島県では、2019 年に改訂された「『未知への挑戦』とくしま行動計画」や「VS 東京『とくしま回帰』総合戦略」などにおいて、SDGs の要素を反映させたあらゆる施策を講じているところである。飯泉嘉門知事が 2019 年 1 月に横浜で開催された「全国 SDGs フォーラム 2019」に出

席し、「SDGs 日本モデル」宣言に署名して以降、県として SDGs の目標達成に向けた動きを活発化させている。今後、具体的施策と SDGs の関係性が見える化し、SDGs の 17 の目標達成に向け、さらなる取り組みの推進を図っている。

そのうえで県として力を入れているのが、職員の意識向上のための研修の充実である。他県では業者に委託するケースが多い中で、徳島県では企業や大学、NPO などとの協働により、研修の内容を決定、実施するなど、独自の取り組みを行っている。研修の特徴として、①関係者のオムニバス形式の講義、②プロフェッショナルによる合意形成、③関係者間のマッチングの促進の 3 点を掲げており、職員の意識向上だけにとどまらず、産学民官連携や地域間連携にもつなげようとしている。これは、SDGs の目標の一つである「目標 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」の達成に通ずるものであり、他の目標の達成にとっても不可欠なものと言える。

(2) エシカル消費と徳島県

また徳島県で積極的に取り組んでいるものとして、「エシカル消費」がある。

徳島県によると、「エシカル消費」とは、消費者それぞれによる地域の活性化、雇用などを含

む、人や社会、環境に配慮した思いやりのある消費行動を言い、そうした社会的課題の解決に取り組んでいる事業者の商品を積極的に購入して応援することと定義づけている。消費者庁では、「エシカル消費」はSDGsの目標の一つである、「目標12：持続可能な生産消費形態を確保する」に関連するとして、重要視している。具体的な取り組みは、環境への配慮について認証を受けた商品の購入やフェアトレード認証を受けた商品の購入、地産地消、エコバッグの使用など多岐にわたっている。

徳島県では従来から消費者行政・教育に力を入れていたが、2017年7月に消費者庁が徳島県庁内に「消費者行政新未来創造オフィス」を設置したこと、そして「消費者行政新未来創造オフィス」が行うプロジェクトの支援、徳島県における「新次元の消費者行政・消費者教育」などを戦略的に展開していく拠点として、1か月前の同年6月に徳島県および県内の各界からなる「消費者庁等移転推進協議会」が「とくしま消費者行政プラットホーム」を設置したことで、消費者行政、教育に対する関心が高まった。

そうした中で、2017年7月に「とくしまエシカル消費推進会議」の第1回会合が開催された。消費者や事業者、行政などが連携し、誰もが毎日の消費を通じて環境や人権などの社会的課題の解決に寄与できる「エシカルな社会」の実現を目的としており、これまで3回にわたり開催されている。

また、徳島県では「エシカル消費」を徳島から全国へと発信していくため、2017年2月に「とくしまエシカル宣言」を実施したと同時に、同宣言の趣旨に賛同した県内の事業者および団体に「エシカル消費自主宣言」を行ってもらい、各事業者、団体の取り組みを紹介してもらう試みが行われた。賛同する事業者、団体は年々増加しており、2019年9月11日現在で39事業者となっている。

そして、2018年10月には「エシカル消費」の普及促進に向け、県議会で「徳島県消費者市

民社会の構築に関する条例（通称：エシカル条例）」が施行された。「人権尊重や地球環境保全等の社会的課題の解決に配慮した消費行動や事業活動」を基本理念としており、「県の責務」や「消費者・事業者等の役割」のほか、条例の取り組みを進める「消費者市民社会推進期間」を毎年5月の第2土曜日から15日間と定め、その期間中に積極的に関連イベントを開催し、普及、定着を促進させることを目的としている。

このように県内では「エシカル消費」の普及、定着に向けて積極的な動きが見られるが、一方でその認知度の低さが大きな課題となっている。2018年6月に消費者庁が公表した「徳島県でのエシカル消費の意識調査」では、「言葉及び意味を知っている」および「言葉のみ知っている、聞いたことがある」の合計が26.4%、特に「言葉及び意味を知っている」では6.8%となった。2019年2月に公表した同調査では、「言葉及び意味を知っている」および「言葉のみ知っている、聞いたことがある」の合計が34.2%、「言葉及び意味を知っている」では9.8%と上昇し、国が行った類似の全国調査（2017年2月）における認知度（6%）と比べて高いものの、さらなる認知度の向上が課題となっている。

2019年9月5、6日に消費者庁と徳島県との共催で「G20消費者政策国際会合」が開催され、日本を含む38か国・地域・機関の代表者ら約100名が出席した。国内でこの会合が開催されるのは初めてであり、エシカル消費に関連する展示が行われたほか、SDGsの推進がテーマとして議論されるなど、さらに「エシカル消費」の認知度が高まることが期待されている。

（3）上勝町の「ゼロ・ウェイスト」政策

もう一つ、SDGsをめぐり注目を集めているのは、上勝町である。

人口1,545人（2015年国勢調査）と四国で一番小さな町で、少子高齢化が深刻化している一方で、日本料理を彩る季節の葉や花、山菜などを栽培、出荷、販売を行う、葉っぱビジネス「彩

(いんどり)」などがある。

上勝町の取り組みの中で注目されているのが、「ゼロ・ウェイスト」政策である。2003年に国内の地方自治体で初めてゼロ・ウェイスト宣言を行い、2020年までに焼却・埋め立て処分をなくすことを目標に、ごみの再利用・再資源化を進めていった。この取り組みを上勝町とともに進めたのが、特定非営利活動法人ゼロ・ウェイストアカデミー（理事長：坂野晶氏）である。上勝町とゼロ・ウェイストアカデミー、そして町民が協力し、様々な取り組みが行われた。例えば、2005年よりゼロ・ウェイストアカデミーが上勝町の一般廃棄物中間処理業務を受託し、町内唯一のごみ集積所「日比ヶ谷ごみステーション」の管理・運営を行った(2018年度より上勝町に事業が引き継がれている)。この「日比ヶ谷ごみステーション」では、リサイクルできる物の分別を徹底し、今では45分別が実施されている。

また、2006年にはごみステーション内にまだ使用できる不要な物を町民が持ち込み、誰でも無料で持ち帰りができるリユース拠点として「くるくるショップ」が、2007年には町民が中心となってリメイク商品を作り、販売する「くるくる工房」が設立されるなど、取り組みは多岐にわたっている。環境省によると、上勝町のリサイクル率は79.7%（2017年度一般廃棄物処理実態調査、県全体は16.8%）で全国トップクラスであるほか、1人あたりのごみ排出量は全国平均の約半分に抑えられるなど、取り組みの成果が出てきている。

こうした取り組みが国からも評価され、2018年6月に内閣府により実施され、SDGsの達成に向けた優れた取り組みを行う地方自治体を選定する「2018年度SDGs未来都市」に、上勝町が選ばれた。また、2019年1月に開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）では、坂野理事長が共同議長を務め、上勝町の取り組みを発信するなど、国際社会からも注目されている。

2. 徳島県内の民間セクターの取り組み

（1）とくしま SDGs 未来会議

民間セクターにおいても、SDGs推進の動きが出てきている。その一つが「とくしまSDGs未来会議」である。

「とくしまSDGs未来会議」は、2019年6月に16の企業、団体により設立され、設立総会が開催された。設立趣意書の中で、「自らの行動が地域や国、また世代を超えて社会経済や地球環境に影響を及ぼすことを自覚し、愛する徳島を、そして日本、地球を、誇りをもって将来世代に引き継いでいくためには何ができるのか、何をしなければならないのか」を明確にするための、「SDGsを軸として、性別、世代、職業、立場、組織などの壁を打ち破り、多様な主体が自由に学び合い、語り合い、参加できるプラットフォーム」が必要であると位置付けている。

主な活動として、毎月第3金曜日の朝に定期的に勉強会を開催し、「誰一人取り残さない」意識の醸成を図ったり、広い視野で見る大切さを参加者で共有する試みを行っている。また、この会議は一般の人に開放している。昨今SDGsの認知度向上が課題としてある一方、一般の人がSDGsについて学ぶ機会があまりないという現状を踏まえ、会議の中では「消費」や「労働」と



とくしまSDGs未来会議の活動の様子
提供：とくしまSDGs未来会議

いった、一般の人に馴染みのあるテーマを重点的に取り上げ、自由に討議できる場を用意することで、SDGs の認知度を少しでも上げようと試みている。

(2) プラスチックごみ問題と県内企業の取り組み

近年プラスチックごみの問題が深刻化している。特に海洋に流出するプラスチックごみによる海洋汚染は深刻で、環境省によると、毎年約 800 万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているという試算や、2050 年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算がある。またプラスチックが細かく砕け、5mm 以下となった「マイクロプラスチック」による汚染の問題もあり、海洋に流出するごみの削減に向けた取り組みが急務となっている。

プラスチックごみの問題は SDGs においても、ターゲットとして「12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、「12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」、「14.1 2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が定められており、重要視されている。

またプラスチックごみをめぐり、大きな問題となっているのが、中国や東南アジア諸国によるプラスチックごみなどの輸入制限である。2017 年 7 月、中国政府が「固体廃棄物輸入管理制度改革実施案」を発表し、2019 年末までに国内資源で代替可能な固体廃棄物の輸入を段階的に停止すること、そして初期段階として 2017 年末までに生活由来の廃プラスチックなどの輸入を禁止することが示された。2017 年 12 月末に禁輸措置が施行されて以降、日本から中国への廃プラスチックなどの輸出量が従来の月 7

万トン前後から月数千トンまで激減した。

新たな輸出先として東南アジア諸国への輸出量が増加したが、中国ほどの処理能力を有する国は東南アジア諸国ではなく、短期間で輸入量が激増したため、輸入制限を実施する国が現れるようになった。こうしたことから、我が国からの輸出量は 2016 年の 153 万トンから 2018 年には 101 万トンまで減少し、その減少分を国内でどう処理するかが課題として浮上した。

このように課題が山積する中で、我が国では 2018 年 6 月に、循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。その中でプラスチックごみの問題については、「プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(プラスチック資源循環戦略)を策定し、これに基づく施策を進めていく」としている。

計画の方針に沿ったかたちで、2019 年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定された。戦略の基本的な対応として、「3R (Reduce、Reuse、Recycle) + Renewable (持続可能な資源)」を掲げている。そのうえで、①資源循環(リデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチックの利用促進)、②海洋プラスチック対策(犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底した上で、清掃活動を含めた陸域での廃棄物適正処理、代替イノベーションの推進など)、③国際展開、④基盤整備(社会システムの確立、資源循環関連産業の振興、技術開発など)という、4 つの重点

図表 10 プラスチック資源循環戦略の展開にあたっての数値目標(マイルストーン)

リデュース
・2030 年までに、ワンウェイ(使い捨て)のプラスチック(容器包装等)をこれまでの努力を含め累積で 25% 排出抑制
リユース・リサイクル
・2025 年までに、プラスチック製容器包装・製品デザインを、技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものに。 ・2030 年までに、プラスチック製容器包装の 6 割をリユース又はリサイクル ・2035 年までに、すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル等により 100% 有効活用
再生利用・バイオマスプラスチック
・2030 年までに、プラスチックの再生利用(再生素材の利用)を倍増 ・2030 年までに、バイオマスプラスチックを最大限(約 200 万トン)導入

資料：消費者庁、外務省など「プラスチック資源循環戦略」より筆者作成

戦略に基づいた施策を行い、図表 10 の数値目標の達成を目指している。

徳島県では、従来から「環境首都とくしま」を標榜しており、環境問題に対し、積極的な施策を展開してきた。プラスチックごみ問題も例外でなく、例えば、普及啓発活動として海洋に流出するプラスチックごみなどの削減について考える「海岸保全・海ごみ対策フォーラム in とくしま」を、2019 年 2 月に牟岐町で開催した。そのほか、2019 年 8 月に県は、県内の小売業や協同組合 18 業者と「レジ袋削減等に関する協定」を締結し、同年 9 月から一斉にレジ袋有料化(イオンスタイル徳島は 6 月から、キョーエィは 8 月からそれぞれ先行して開始している)を始めるなど、プラスチックごみの減少に向けた取り組みを積極的に行っている。

同時に、従来のプラスチック製品に代わる製品も徐々に増えてきている。プラスチック製の成型容器やグラビア印刷製品の製造を営む赤松化成工業株式会社(板野郡松茂町)では、従来の原料と植物由来の原料とを合成した、環境配慮型の樹脂(バイオマス度 5～30%)を用いた、バイオマス PET (ポリエチレンテレフタレート)の開発を進めている。「PET」は、ペットボトルや食品包装フィルム、ワイシャツ等の繊維など様々な用途で使われている。赤松化成工業では、食材を入れる容器やコップの製造に使われている。その PET の祖原料である石油由来の MEG (モノエチレングリコール)を植物由来のもので代替することで、従来型のバイオマス製品よりも低コスト、かつ従来の PET と同等の高機能・易加工を実現している。

また、石油由来のものとトウモロコシ由来のものとの混合品や、紙をパウダー状にしたものとの混合品も開発するなど、時代の要請に応えるかたちで、バイオマス製品の開発を進めている。

ただし、こうしたバイオマスプラスチックは、製造過程で石油由来の素材を少なくすることで環境に優しいものになっているが、使用后



バイオマス PET で作られたカップ
提供：赤松化成工業株式会社

はプラスチックごみとして当然残るため、プラスチックごみの減少の根本的な解決にはつながりにくいとされる。

そこで期待されているのが、自然界において微生物が関与して環境に悪影響を与えないかたちで分解される、生分解プラスチックである。赤松化成工業でも一部容器やコップなどの製造で使われている。ただし、この生分解プラスチックについては、製品として一般化させるにはなお時間を要するのが現状である。赤松化成工業においても、5～6 年前にポリ乳酸^{※4}を使ったものを製品化したものの、強度や耐熱性などの問題によりなかなか普及しなかった。またポリ乳酸の供給先が限定されているため、原料の価格が依然として高いこともネックとなっている。加えて、分解には一定の時間がかかるため、分解されるまではプラスチックごみとして残ってしまう。

赤松化成工業としては、今後も植物由来のものとの混合を増やしていくとともに、その配合割合も徐々に変化させていくことで、より環境に優しいものを製造していく考えである。

※4 ポリ乳酸は、環境中の水分により加水分解を受けて低分子化され、微生物などによって最終的に二酸化炭素と水に分解される。

プラスチックごみの問題について、今後もバイオマスプラスチックや生分解プラスチックなどの技術の進歩が期待されるとともに、「3R + Renewable」を推進させていくことが重要であるが、一方で課題もある。例えばC.モア、C.フィリップス(2012)によると、「プラスチック」と一言で言っても、PETや高密度ポリエチレンなど様々な種類があり、その特性によってはリサイクルできないものもある。そのため、プラスチックのリサイクルについて、それぞれが持つ特性を分離し、リサイクル可能な材料にするのは、少なくとも一般の人には難しいとされる。

さらに注意しなければならないのは、技術の進歩がこの問題の根本的な解決にはつながりにくい点である。前述の通り、バイオマスプラスチックは確かに環境にいい成分で作られているが、生分解プラスチックのように分解はされず、使用後は当然ごみとして残る。その生分解プラスチックにしても現時点では時間的、技術的制約があり、決して万能とは言えない。

こうした状況の中で海洋への流出などのプラスチックによる環境汚染を防ぐためには、プラスチックの量を減らすことがより重視されていくであろう。短期的にプラスチックの量を着実に減らしていくうえでは、ごみ焼却熱発電などに活用する熱回収(サーマルリサイクル)の有効利用を含めた、回収、焼却を行う場の整備も一つの方法としてあるが、根本的な問題解決のためには、行政や企業などが連携して、不法投棄をさせない仕組みを作ること、そして何よりもプラスチックの無駄な利用をなくすなど、私たち一人ひとりの消費、社会生活を見つめなおすという、長期的視点に立った対応が必要となってきた。

(3) 県内企業による水処理事業の海外展開

水は人間が生きていくうえで欠かせないのであり、水資源の確保と有効利用は各国にとって国の存続に関わる大きな課題である。一方で、発展途上国の中には水道の整備が十分進

んでおらず、水資源の確保がままならない国も多く存在する。JICA(独立行政法人国際協力機構)によると、2015年時点で、全世界で約8.4億人が基本的な給水サービスを利用できず、約23億人がトイレといった基本的な衛生施設を使えていない状況となっている。

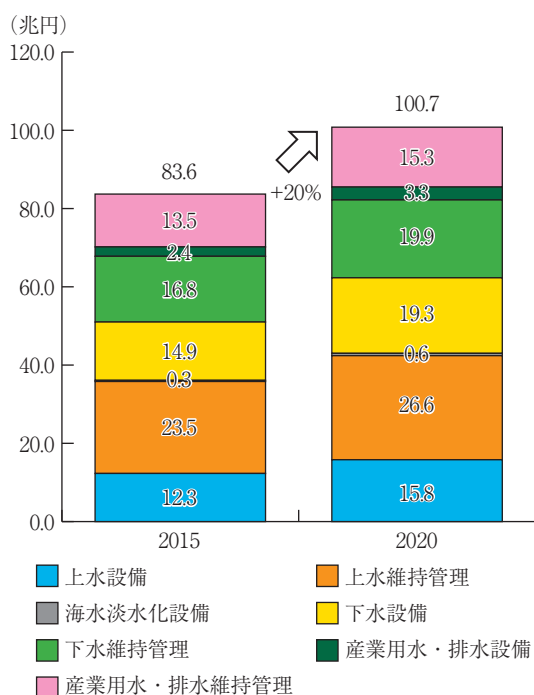
また、今後世界中で人口増加や経済発展、生活水準の向上が進めば、水需要も急速に増加することが予想される。JICAによると、2030年には全世界の水需要に対し、利用可能な水資源は40%不足するという推計が出ている。こうしたことから、SDGsにおいても「目標6:すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」と、2030年までに達成すべき目標の一つと定めている。

逆に言えば、こうした状況はビジネスチャンスにもなり得る。経済産業省によると、世界の水ビジネス市場の規模は2015年で約84兆円となっているが、人口増加や都市化の発展により、2020年には100兆円を超える規模まで拡大すると予想されている(図表11)。また地域別の需要見通しにおいても、2015年時点で全世界の約35%を占めるアジアの需要は、今後さらに伸びることが予想されており(図表12)、水分野において高い技術を持つ我が国にとってはチャンスと言える。

徳島県内においても、水ビジネスにおける自社の技術を活かし、海外展開している企業がある。建設関連商品や林業・農業用機械の販売、レンタル、修理などの事業を営む喜多機械産業株式会社(徳島市庄町)では、工事現場での濁水・土壌汚染水の処理技術を活かし、JICAの協力を得て、主に東南アジアで事業展開を行っている。

事業当初は工事現場で出た泥水を浄化して自然に帰す目的で行われたが、開発が進められ、ガソリンなどの有害物質の浄化も可能となった。こうした技術が認められ、現在では徳島市の浄水場をはじめ、全国各地に浄化装置を販売している。また災害時の飲料水確保にも活

図表 11 世界の水ビジネス市場



資料：経済産業省「我が国水ビジネスの海外展開」より筆者作成

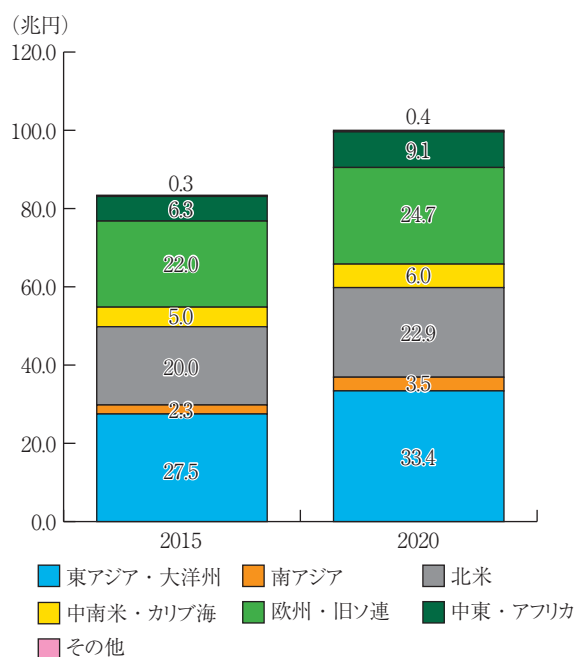
用され、東日本大震災や熊本地震などで導入されるなど、活躍の場を広げている。

東南アジアへの展開は、2013年にフィリピンで始まった。フィリピンでは水処理事業とともに、照明器具、機械の電力供給のための小水力発電事業も行い、複合的に事業展開している。その後ミャンマー、シンガポールと事業を拡大している。

事業展開する中で浮かび上がった課題の一つが、東南アジア諸国における水処理への意識の低さである。例えばシンガポールでは、生活用水確保のために膜処理(フィルターによる処理)が行われているが、処理後に出た不純物は海に戻しているため、海の汚染につながっている。また一定期間使用した後は、当然フィルターの交換をしなければならないが、それにかかるランニングコストの負担を十分に考慮に入れておらず、結果的に予想以上にコストがかさんでいるケースもある。

この課題に対し、喜多機械産業は、自社が持つ砂によるろ過技術とろ過後の不純物の処理技術を併せて、現地の企業と共有し、定着させ

図表 12 水ビジネス市場の地域別市場規模



資料：経済産業省「我が国水ビジネスの海外展開」より筆者作成

ることで、水資源における持続可能性を高めていこうとしている。そこで問題となるのが、現地の企業の技術力である。いくらいい機械を導入しても、現地でメンテナンスできる技術がなければ、いずれ機械は壊れ、定着にはつながらない。この問題は発展途上国でよく見られるものであり、事業展開の大きな壁になることが多い。



砂ろ過システムによる水処理の様子
提供：喜多機械産業株式会社



東南アジアでの小水力発電の様子
提供：喜多機械産業株式会社

い。喜多機械産業では、自社の製品を軽量化し、どんな人でもメンテナンスができるよう、シンプルな仕組みにすることで、この壁を乗り越えようとしている。

こうした取り組みがUNIDO(United Nations Industrial Development Organization：国連工業開発機関)東京事務所にも評価され、2019年6月に、開発途上国・新興国の持続的な産業発展のために、我が国の優れた技術を紹介するプラットフォームであるSTePP(サステナブル技術普及プラットフォーム)に、「排水処理システム全体の設計手法・施工方法」および「小水力発電システム全体の設計手法・施工手法」が登録された。これにより、今後の事業展開にさらに弾みがつくことが期待される。

おわりに

本稿では、SDGsの概要や特徴、SDGsをめぐる国際社会および国内の動きなどを把握したうえで、徳島県内の動きや、県内企業の取り組み事例について概観した。

昨今世界各地で異常気象が相次いでいるが、今年に入り、その傾向が一段と強まっているようである。例えばヨーロッパでは、6、7月の気

温が史上最高となり、記録的猛暑に見舞われた。ILO(International Labour Organization：国際労働機関)が2019年7月に行った調査によると、こうした猛暑による労働時間の減少が続いた場合、2030年までに世界で2兆4,000億ドル(日本円で約250兆円)の経済損失が出るとされている。こうしたことから、気候変動リスクの上昇が経済活動に与える影響は今後さらに大きくなることが予想される。

また今後の経済を支えるミレニアル世代^{※5}の若年層やグローバル企業は、環境問題や社会問題への関心が高く、彼らの声はますます無視できないものとなるであろう。

加えてI. - 2.で述べたように、ESG投資の盛り上がりやTCFDの設立などにより、気候変動リスクと、企業に与える影響や対応策については、れっきとした企業の財務情報として扱われ、それにより企業が評価される時代となっている。もし企業が気候変動リスクに後ろ向きな姿勢を見せたり、もしくは情報の開示に消極的であったりした場合、企業の評価は落ち、その後の経営に多大な影響が及んでしまうことが予測される。

今後考えられるのは、目標達成に向けた規制やインセンティブの強化である。例えば地球温暖化防止のための環境税である炭素税は、政策推進に向けた規制の一つであり、各国で導入、もしくは検討されている。こうした規制やインセンティブが様々な分野で導入されることが予想され、そうなればいかなる企業も環境、社会問題に関心ではいられなくなるだろう。

企業は、従来にも増して規制やインセンティブの強化の動きを先取りして対応する必要があるが、その際にどうすればいいのかを考えるヒントとなるのがSDGsである。SDGsは、広範な分野に関連した目標を設定している。企業にとっては、この17の目標を見渡し、自社のビジネスチャンスになり得るものと、リスク回避となるものとを分類したうえで、自社で積極的に取り組むべき目標を定めること、そしてそうし

た情報は積極的に開示し、投資家などに評価してもらうことが重要となる。

そして、こうした企業の取り組みを積極的に評価し、支援できるのが金融機関である。特に持続可能性に関わる様々な課題を抱える地方においては、SDGsに基づく企業と地域金融機関が連携し、ビジネスを通じた課題解決を実行していくことが、その地域の持続可能性を高めるだけでなく、地域金融機関の持続可能性をも高めることにつながる。

一方で、企業の頑張りだけでは解決できない問題も当然存在する。Ⅱ．－ 2．－ (2)で紹介したプラスチックごみの問題では、行政や企業の取り組みだけでなく、私たち消費者一人ひとり

の生活の見直しが必要となってきたと述べた。

SDGs の目標は一筋縄では達成できないものが多く、全てのステークホルダーが連携し、同じ方向性で取り組まないと、2030 年までの達成は到底できないであろう。私たち一人ひとりがSDGs をきちんと理解し、「自分事」として認識できるかが、達成に向けてますます重要となる。

※ 5 ミレニアル世代とは、2000 年以降に成人、もしくは社会人になる世代のことを指す。幼少期からパソコンやインターネットが普及した環境で育っているため、「デジタルネイティブ」の世代とされる。

〈参考文献〉

環境省 [編] 「令和元年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

徳島県「とくしまの環境～徳島県環境白書（平成 30 年度）～」

徳島県上勝町「上勝町 SDGs 未来都市計画」2018.7

GSIA「The Global Sustainable Investment Review 2018」2019.4

TCFD「Final Report : Recommendation of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」2017.6

白田範史「SDGs の基礎」事業構想大学院大学出版部 2018.9

足達英一郎・村上芽・橋爪麻紀子「ビジネスパーソンのための SDGs の教科書」日経 BP 社 2018.3

C・モア、C・フィリップス、海輪由香子訳「プラスチックスープの海－北太平洋巨大ごみベルトは警告する」

NHK 出版 2012.8